

「川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準」の運用要領

(令和5年4月1日施行)

川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置については、「川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準」（以下「基準」という。）に定めるほか、下記のとおり運用する。

記

1 基準第2条（定義）関係

「実質的経営者としてその業務全般を統括していると認められる者」（第4号関係）の確認は、起訴状、当該業者からの聴取結果などに基づいて行う。

2 基準第3条（入札参加等停止）関係

(1) 入札参加等停止期間中の有資格業者に対し、別件により再度入札参加等停止を行う場合の始期は、再度入札参加等停止の措置を決定したときとする。この場合、入札参加等停止の通知は別途行う。

(2) 入札参加等停止期間中の有資格業者から入札参加等停止を受ける原因となった部門を合併や営業譲渡等により譲り受けた有資格業者（以下「譲受業者」という。）についても、入札参加等停止の措置を行うものとする。この場合、既に受けている入札参加等停止の期間を引き継ぐこととし、基準第9条に規定する通知を改めて行うことはしない。

また、基準第5条関係についても譲受業者に適用する。

(3) 一般競争入札において、告示日から落札者が決定するまでの期間に入札参加等停止の措置を受けた場合、当該業者は入札参加資格要件を満たしていないため、入札参加資格なしとして取扱う。また、入札参加資格ありとして通知した後に入札参加等停止となった場合、当該業者の入札は無効とする。

3 基準第4条（下請負人及び共同企業体に関する入札参加等停止）関係

- (1) 第3項の規定に基づく共同企業体の入札参加等停止は、入札参加等停止の期間中の有資格業者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、既に対象である工事について開札済みであって新たな指名が想定されない特定共同企業体については、対象としないものとする。
- (2) 第3項の規定に基づく共同企業体の入札参加等停止は、共同企業体自らが別表第1・第2各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく入札参加等停止については、第5条第2項に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないものとする。

4 基準第5条（停止期間の特例）第2項関係

- (1) 有資格業者が、当初の入札参加等停止の措置を受けた日より前に、別表第1・第2各号に掲げる措置要件に該当する別の行為を行っていた場合、当該有資格業者に対して短期加重措置は適用しない。
- (2) 下請負人又は共同企業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の入札参加等停止の期間を超えてその入札参加等停止の期間を定めることができるものとする。

5 基準第7条（独占禁止法違反等の不正行為に対する停止期間の特例）関係

- (1) 停止期間の加重について、短期加重措置の対象となった措置案件については、短期加重措置の後、加重するものとする。
- (2) 第2号及び第3号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- (3) 「他の公共機関の職員」（第3号並びに別表第2贈賄関係）とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。更に私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。

6 基準別表第1関係

(1) 粗雑工事等関係

契約不適合が重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。

(2) 契約違反関係

市契約の履行に当たり契約に違反した場合とは、例として次のような場合をいう。

ア 事故が発生したにもかかわらず事故報告を行わなかったなど報告を怠った場合

イ 入札参加等停止期間中の有資格業者を下請負人又は再委託先として使用した場合

(3) 公衆損害事故及び関係者事故関係

次に該当する場合は、原則として、入札参加等停止措置を行わないものとする。

ア 公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等、作業員個人の責に帰すべき事由により生じたと認められる事故

イ 適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等、第三者の行為により生じたと認められる事故

(4) 市契約における事故（公衆損害事故及び関係者事故）関係

ア 負傷事故において、安全管理の措置が不相当であると認められる場合とは、例として次のような場合をいう。

(ア) 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合

(イ) 発注者の調査結果等により当該事故について請負人の責任が明白となった場合

(ウ) 当該契約の関係者が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ ア以外の負傷事故において、労働基準監督署から是正勧告があった場合は、基準第11条の措置（警告）とする。

(5) 一般契約における事故（公衆損害事故及び関係者事故）関係

- ア 安全管理の措置が不相当であり、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。
- イ 労働基準監督署から是正勧告があった場合は、基準第11条の措置（警告）とする。

7 基準別表第2関係

(1) 独占禁止法違反行為関係

- ア 独占禁止法第3条及び第19条に違反した場合は、次に掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに入札参加等停止を行うものとする。
 - (ア) 排除措置命令
 - (イ) 課徴金納付命令（第19条の違反を除く。）
 - (ウ) 刑事告発
 - (エ) 代表役員等又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人の独占禁止法違反の容疑による逮捕
 - (オ) 違反行為を認定し公表したとき
- イ 独占禁止法第8条第1号に違反した場合は、課徴金納付命令又は違反行為を認定し公表されたことを知った後、速やかに入札参加等停止を行うものとする。
- ウ 独占禁止法違反で入札参加等停止措置期間を軽減する対象は、課徴金減免制度の適用事業者（免除を含む）とし、別表第2の措置期間を2分の1にしたうえで別表第3に規定する期間を加算するものとする。

(2) 不正又は不誠実行為関係

- ア 「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものであること。
- イ 「禁錮以上の刑」とは、禁錮、懲役、死刑をいう。
- ウ 「刑法等」には、労働安全衛生法を含むものとする。
- エ 業務に関する不正又は不誠実な行為とは、原則として、次の場合をいうものとする。
 - (ア) 代表役員等、一般役員等又は使用人が業務に関する法令違反の容疑によ

り逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

(イ) 市契約に関し、低入札調査に応じない場合

(ウ) 営業許可取消又は営業停止等の行政処分（重大かつ異例な場合に限る。）

が行われた場合

(エ) 有資格業者の過失による入札手続の遅延等著しく信頼関係を損なう行為

があった場合